

Spc jinjiken news

通勤手当を月 15 万円まで非課税に 政府・与党方針 (11 月 27 日)

政府・与党は、2016 年度税制改正で、会社支給の通勤手当・定期券に関する所得税の非課税上限を月 15 万円まで引き上げられる方針を示した。現在の非課税枠は月 10 万円を超えない範囲となっている。新幹線路線の伸展に伴い遠距離通勤が増加していること等に対応するとしている。

現金給与総額 4 カ月連続増加に (12 月 4 日)

厚生労働省が 10 月の「毎月勤労統計調査(速報)」の結果を発表し、労働者 1 人当たりの平均賃金にあたる現金給与総額が 26 万 6,309 円(前年同月比 0.7%増)となり、4 カ月連続のプラスとなったことがわかった。物価変動の影響を除いた実質賃金は同 0.4%増だった。

介護休暇の半日取得、非正規の育休取得へ 法改正 (12 月 8 日)

介護や育児と仕事の両立のあり方などを議論していた厚生労働省審議会が報告書案をまとめた。主な内容としては、①介護休暇(年 5 日)の半日単位での取得を可能にする、②介護休業(93 日)を 3 回まで分割して取得可能にする、③介護のための短時間勤務やフレックスタイム制度を可能にする、④残業免除を義務付ける、⑤非正規労働者の育休を取りやすくするなど。来年の通常国会に改正法案を提出。2017 年以降の施行を目指す。

第 3 の企業年金制度 2016 年 4 月導入へ (12 月 10 日)

既存の確定給付と確定拠出の特徴を併せ持つ第 3 の企業年金制度「リスク分担型確定給付企業年金」の内容が固まった。20 年に 1 度程度の運用損失に備える「リスク対応掛け金」の積み立てを企業に義務付ける一方、経済危機などで積立金が大幅に減少した場合には給付額を減額する。厚生労働省は、企業年金の政令を改正し、早ければ 2016 年 4 月からの導入を目指す。



マイナンバーカードによるコンビニでの住民票交付 190 自治体が実施へ (12 月 21 日)

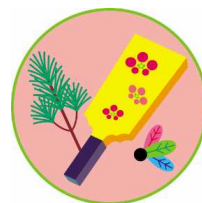
地方公共団体情報システム機構(J-LIS)がマイナンバーに関する調査結果を発表し、来年 3 月末までに、190 の自治体がマイナンバーカードを使ったコンビニでの住民票交付を実施することがわかった。都市部を中心に、約 4,100 人が対象となる。

[関連リンク] 地方公共団体情報システム機構

<https://www.j-lis.go.jp/>

公的年金の年金総額が過去最高に (12 月 22 日)

厚生労働省が「平成 26 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」を公表し、公的年金制度の受給者数(のべ人数)が 6,988 万人(前年度末比 2.8%



増)で過去最多、年金総額が 53 兆 4,000 億円(同 1.1%増)で過去最高となったことがわかった。加入者数は 6,713 万人(同 0.1%減)となった。

〔関連リンク〕平成 26 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000106854.html>

障害者の虐待被害が増加 2,703 人に(12 月 22 日)

厚生労働省は、2014 年度に全国の自治体や労働局が確認した障害者虐待が 2,276 件(前年度比 4 件減)あり、被害者が 2,703 人(同 44 人増)だったと発表した。加害者のうち 7 割超は介護をする家族などだった。また、被害者のうち半数以上は知的障害者だった。

パートタイム労働者の労組加入が 100 万人を突破(12 月 24 日)

厚生労働省が「平成 27 年労働組合基礎調査」の結果を発表し、労働組合に加入しているパートタイム労働者が今年 6 月末時点で 102 万 5,000 人となり、初めて 100 万人を超えたことがわかった。組合員全体に占める割合も初めて 10%を超えた。

〔関連リンク〕平成 27 年労働組合基礎調査の概況

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/roushi/kiso/15/index.html>

介護休業給付金「67%」に引き上げへ(12 月 24 日)

政府は、介護休業給付金の給付率を賃金の 40%から 67%に引き上げ、早ければ来年度中にも実施する考えを示した。また、65 歳以降

に雇用された人を雇用保険の適用対象とする方針。厚生労働省は、これらの内容を盛り込んだ法改正案を来年の通常国会に提出する予定。

届出なく死亡・不明者に年金支給 322 件(12 月 25 日)

厚生労働省は、死亡したり行方不明になっていたりしたにもかかわらず、届出がないために親族などが公的年金を不正受給していたケースが 322 件あったことを発表した。日本年金機構は、死亡が確認された 233 件については過払い分の返還を求め、不正受給と認定した 27 人を刑事告訴し、25 人が逮捕された。

通知カードでフリガナ間違いが相次ぐ(12 月 26 日)

マイナンバーの通知カードで、氏名のフリガナが違うという苦情が自治体に相次いでいることがわかった。誤記載されたのは、身分証明書などとして使える IC チップ入り「個人番号カード」の交付申請書。原因は、数十年前に住民基本台帳を電子化した際の誤入力。総務省は「誤りがあれば自治体に修正を求めてほしい」とする一方、「マイナンバーの利用に不都合はない」と説明している。

厚年加入資格あるのに国年加入が約 200 万人 厚労省推計(12 月 29 日)

厚生労働省は、厚生年金の加入資格があるにもかかわらず国民年金に加入している人が約 200 万人いるとする推計結果を発表した。昨年 10 月から今年 3 月にかけて約 6 万 2,000 人を対象に調査を実施し、約 2 万 3,000 人から回答を得ていた。同省では、雇用主が厚生年金の加入逃れをしているケースがあるとみている。



連載トピックス● ストレスチェック制度のスタートに備えて③

平成 27 年 12 月 1 日から「ストレスチェック制度」がスタートしました。

ストレスチェックを行う義務がある企業（従業員数 50 人以上）では、28 年 11 月 30 日までの間に、対象となる労働者について 1 回目のチェックを行う必要があります。今回は、役割分担を中心に、重要事項を紹介します。

◆◆ ストレスチェック制度の実施体制・役割分担 ◆◆◆

まず、ストレスチェックから面接指導までの大まかな流れを確認しておきましょう。

- ①質問票を労働者に配布し記入させる（IT システムを利用してオンラインで実施することも可能）〔下図参照〕
- ②質問票の回収
- ③回収した質問票をもとに、医師などの実施者がストレスの程度を評価
- ④高ストレス者には医師の面接指導を実施
- ⑤結果の通知・保存

質問票のイメージ		そ う だ	そ ま う だ	ち や が う	ち が う
あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。					
1.	非常にたくさんの仕事をしなければならない	1	2	3	4
2.	時間内に仕事が処理しきれない	1	2	3	4
⋮					
最近 1 か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。					
1.	活気がわいてくる	1	2	3	4
2.	元気がいっぱいだ	1	2	3	4
⋮					
あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。					
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？					
1.	上司	1	2	3	4
2.	職場の同僚	1	2	3	4
⋮					

①～⑤がスムーズに行えるように、次のように、それぞれの役割を果たす者を取り決めておく必要があります。

- 制度全体の担当者
事業所において、ストレスチェック制度の計画づくりや進捗状況を把握・管理します。
 - ストレスチェックの実施者（ストレスチェックを実施する者）
医師、保健師、厚生労働大臣の定める研修を受けた看護師・精神保健福祉士の中から選ぶ必要があります。外部委託も可能です。
 - ストレスチェックの実施事務従事者（実施者の補助をする者）
質問票の回収、データ入力、結果送付など、個人情報を取り扱う業務を担当します。外部委託も可能です。
 - 面接指導を担当する医師
- ※一人がいくつかの役割を兼ねることも可能です

☆ たとえば、質問票の回収については、医師などの実施者（または実施事務従事者）が回収する必要がありますが、第三者や人事権を持つ者が、記入・入力の終わった質問票の内容を閲覧してはならないことになっています。役割分担を明確にしておかないと、法令違反になる可能性

があります。

最新情報● 平成 28 年の制度改革の動向

平成 28 年から、様々な制度改革が行われます。以下で、主に、企業における給与計算などの実務に影響がある改正事項を紹介いたします。

◆◆ 平成 28 年の制度改革の動向 ◆◆◆

<税制(源泉所得税関係)>

●税務関係書類に個人番号又は法人番号の記載が必要……平成 28 年1月1日～

●給与収入 1,200 万円超の場合の給与所得控除額の見直し……平成 28 年1月1日～

概要:	平成 27 年	平成 28 年
給与所得控除額	・給与収入 1,000 万円超 1,500 万円以下 →収入金額×5%+170 万円 ・給与収入 1,500 万円超→245 万円	・給与収入 1,000 万円超 1,200 万円以下 →収入金額×5%+170 万円 ・給与収入 1,200 万円超→230 万円

●非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、当該親族に係る親族関係書類及び送金関係書類を提出又は提示が必要……平成 28 年1月1日～

<雇用保険制度等>

●被保険者関係の一定の書類又は適用事業関係の一定の書類や労働保険料の申告書などの書類に、個人番号又は法人番号の記載が必要……平成 28 年1月1日～

予 定 平成 28 年度からの雇用保険率の引き下げを予定

また、65 歳以上の雇用保険の適用拡大・免除対象高年齢労働者の見直しなどの議論も開始されています。

<健康保険制度>

●標準報酬月額の上限の引き上げ、標準賞与額の上限の引き上げ……平成 28 年4月1日～

概要:	～平成 28 年3月	平成 28 年4月～
標準報酬月額の上限	第 47 級 121 万円	第 50 級 139 万円
標準賞与額の上限	年度の累計で 540 万円	年度の累計で 573 万円

●一般保険料率・介護保険料率の引き上げ……例年、3月分から

[参考]傷病手当金の支給額の見直し……平成 28 年4月1日～

概要:	～平成 28 年3月	平成 28 年4月～
傷病手当金の支給額(1日当たり)	直近の月の標準報酬月額の 30 分の1×3分の2	原則、直近1年間の標準報酬月額の平均額の 30 分の1×3分の2

<厚生年金保険制度>

2016 年 1 月号

●保険料率の引き上げ……9月分から

◆あとなぎ◆

あとなぎ◆当事務所より